

序章 水俣病の概要

1 水俣病とは

水俣病は、メチル水銀化合物に汚染された魚介類を長期間、たくさん食べることによって起きる中毒性の神経系疾患です。発生源は化学工場で、工場排水に含まれていたメチル水銀や無機水銀(海や川に排出された後、細菌の働きによりメチル水銀に変わる。)が海や川に排出され、食物連鎖を通じて魚などに濃縮・蓄積し、これを食べた住民が被害を受けました。

メチル水銀は毒性が強く、血液により脳に運ばれ、やがて人体に著しい障害を与えます。また、母親が妊娠中にメチル水銀を体内に取り込んだことにより、胎児の脳に障害を与え、いわゆる胎児性水俣病を発生することもあります。

水俣病の主な症状としては、手足の感覚障害をはじめ、運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、聴力障害などが上げられます。(症状等の詳細はP17参照)

最初に水俣病の発生が確認されたのは1956(昭和31)年で、熊本県の水俣湾周辺で発生したことにより「水俣病」という病名が付けられました。新潟県では、1965(昭和40)年に阿賀野川流域で発生が確認されました。

2 高度経済成長の裏側で

1950年代後半から60年代にかけて、重化学工業化が推進され、経済が高度成長を遂げる過程において、工場から排出される有害物質により水や大気などが汚染され、健康への深刻な被害を及ぼす産業公害が日本各地で頻発しました。

熊本と新潟で発生した水俣病は、四日市ぜんそく、富山のイタイイタイ病と合わせて、いわゆる日本の四大公害と呼ばれています。この頃の公害の典型は、企業が加害者となり住民に被害を与えたもので、経済発展に伴って生じたひずみとも言われます。

生産性を優先させた企業活動によって引き起こされた水俣病は、環境の破壊と健康への被害をもたらしたとともに、地域社会にも深刻な影響を及ぼし、歴史上まれに見る悲惨な公害として、その恐ろしさを世界中に知らせました。

このような公害問題の発生を契機として、行政や企業は、緊急の課題として公害対策に取り組みました。

3 被害者の活動と補償、救済

新潟水俣病では、被害者が救済を求め、原因企業の昭和電工(株)や国、県を相手取って、訴訟(新潟水俣病第1次訴訟、同第2次訴訟、同第3次訴訟、ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟)を提起し、損害賠償を求めました。熊本でも同様の訴訟が数多く提起されました。

第1次訴訟については、1971(昭和46)年に原告勝訴で結審しましたが、第2次訴訟では判決が確定せず、裁判が長期化する中、水俣病問題の早期解決のため、与党3党から最終解決案が示され、この内容を踏まえ、1995(平成7)年に被害者団体と昭和電工との間で解決協定が締結されました。(第1次訴訟は、近代日本の公害裁判の先駆けとなりました。)

この間、被害者の救済制度として1969(昭和44)年に法律に基づく認定制度が発足し、認定患者には補償協定に基づいて昭和電工から医療費や補償費が支給されることになりました。また、認定はされないものの、水俣病にもみられる症状を有する被害者に対しては、国の水俣病総合対策医療事業に基づく療養費などが国、県から支給されています。